

一般財団法人民事法務協会 登記情報提供契約約款【抜粋】

(料金)

第6条 乙は、甲に対し、登記情報提供サービスの料金として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを支払うものとします。

(1) 乙が登録利用者の場合 登録費用（この契約の申込みに対する審査、利用者登録その他契約の締結に関する事務に要する費用をいいます。）及び利用料金（委託に係る登記情報の提供の対価をいいます。以下同じです。）

(2) 乙が一時利用者の場合 利用料金

2 前項第1号の登録費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（消費税及び地方消費税を含みます。）とします。

(1) 登録利用者が法人の場合 740円

(2) 登録利用者が国又は地方公共団体等の場合 560円

(3) 登録利用者が前2号に掲げる者以外の者である場合 300円

3 第1項の利用料金は、次の各号に掲げる登記情報の区分に応じ、当該各号に定める額とします。

(1) 施行規則第1条第2項第2号の情報（不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報） 一件につき登記手数料（預り金）130円と協会手数料（消費税及び地方消費税を含みます。）10円とを合計した140円

(2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行令（平成12年政令第177号。以下「施行令」といいます。）第4号の情報（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）による動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記録された情報） 一件につき登記手数料（預り金）130円と協会手数料（消費税及び地方消費税を含みます。）10円とを合計した140円

(3) 施行令第6号の情報（地図、建物所在図、地図に準ずる図面及び不動産登記令（平成16年政令第379号）第21条第1項に規定する図面（以下「地図及び図面」といいます。）が記録されたファイルに記録された情報） 一件につき登記手数料（預り金）350円と協会手数料（消費税及び地方消費税を含みます。）10円とを合計した360円

(4) 前3号に掲げる登記情報以外の登記情報 一件につき登記手数料（預り金）320円と協会手数料（消費税及び地方消費税を含みます。）10円とを合計した330円

4 乙は、第8条第10項に基づき、一件の登記情報につき、数個の照会番号の交付を受ける場合には、前項の利用料金に当該照会番号の個数を乗じた料金を甲に対して支払うものとします。

5 甲が第16条の規定に従い利用料金を変更したときは、登録利用者及び一時利用者は、その変更が効力を生じた後の委託に係る登記情報については、甲に対し、変更後の料金を支払うものとします。